



県内初のプラチナくるみんプラス企業が誕生しました！

株式会社滋賀銀行（大津市、普通銀行業）

労働者数 2,815 人(男性 1,240 人、女性 1,575 人)



■■■取組内容■■■(平成 28 年にプラチナくるみん認定取得)

【不妊治療のための休暇制度等】

- 私傷病特別休暇制度の利用要件に不妊治療を追加した。

(休暇内容)

- 繰越時に消滅する年次休暇を一定限度まで積立ておき、長期休務の際に定例の年次休暇の利用に優先して「私傷病特別休暇」として付与
- 勤続5年以上の全職員が対象
- 1日単位から利用が可能
- 休暇付与日数限度(積立限度)は 40 日

- 不妊治療のために利用できる両立支援制度を整備している。

(制度の種類)

- 半日単位・時間単位の年次有給休暇付与制度
- セレクト時差勤務制度(①7:45～16:15②9:45～18:15③10:45～19:15④11:45～20:15のいずれかの勤務時間を選択可能)
- 在宅勤務制度(タブレット端末を貸与)

令和6年6月14日(金)

滋賀労働局において認定通知書交付式を行いました。

写真左:(株)滋賀銀行 代表取締役専務 西藤崇浩 氏

写真右:滋賀労働局 多和田局長

【不妊治療と仕事との両立に関する方針明示と社内周知】

通牒にて不妊治療のための私傷病特別休暇制度の改正及び不妊治療と仕事との両立を支援する旨の方針を代表取締役名で明示するとともに、社内イントラネット(福利厚生のおしり)にて不妊治療のために利用できる各種休暇・勤務制度を周知している。

【不妊治療と仕事との両立に関する研修その他労働者の理解促進の取組】

全職員を対象に、「不妊治療に関する理解と適切なサポート」及び「不妊治療中における職場内でのコミュニケーション」に関する研修を実施している。

【不妊治療と仕事との両立に関する相談体制整備と社内周知】

不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談窓口として両立支援担当者を3名選任し、健康管理室において周知している。

【その他仕事と育児の両立にかかる実績と取組(2023 年度)】

- 配偶者出産特別休暇(産前 6 週間から産後 8 週間のうち 3 日間休暇取得可能)取得者:41 人。
- 看護休暇:子どもが小学校 4 年生の始期に達するまで子の傷病看護および予防接種、健康診断のために年 5 日間(子が 2 人以上の場合は 10 日間)有給で取得可能。
- 育児休業者を対象とした「働くパパママ応援セミナー」の開催および 6 ヶ月に 1 回程度所属部課店長との面談を行い、仕事と育児の両立や、キャリアについて話し合う機会を提供している。

■■■企業からのメッセージ■■■

これまで、仕事と家庭の両立に向けた働きやすい職場環境づくりを積極的に進めてきました。

一人でも多くの職員が安心して働くことのできる職場環境づくりを行い、一人ひとりが互いに尊重し、多様な価値観や働き方を認めあうことのできる働きやすい企業を目指します。